株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、持続的な成長により企業価値を高めていくとともに、継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、中期経営計画（2022-2025）(＊1) においては、１株当たりの配当水準の安定性を維持しつつ、グループ修正利益 (＊2) の50％を基本として、配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

１．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金150円 (＊3)　総額79,515,419,100円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき金270円 (＊3) となります。

２．剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年６月25日

＊１　中期経営計画における株主還元方針は、以下「〈ご参考〉株主還元方針について」をご参照ください。

＊２　グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

＊３　当社は、2024年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、当期の期末配当の基準日は2024年３月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準としております。なお、株式分割後の株式数を基準に換算した当期の年間配当金は１株につき90円（中間配当金40円、期末配当金50円）となります。

〈ご参考〉株主還元方針について

グループ中期経営計画（2022-2025）においてはグループ修正利益の50％を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を行っていきます。このうち配当については、利益の成長に応じた普通配当を安定的に増加させつつ、政策株式の削減加速に伴う特別配当も行います。それに加え、市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施していきます。

2023年度は、第１号議案に基づく期末配当を含めて1,433億円の配当と2,000億円の自己株式の取得＊1を実施いたします。

＊１　グループ修正利益を踏まえた500億円の株主還元と、資本水準調整を目的とする1,500億円の追加的還元の合計

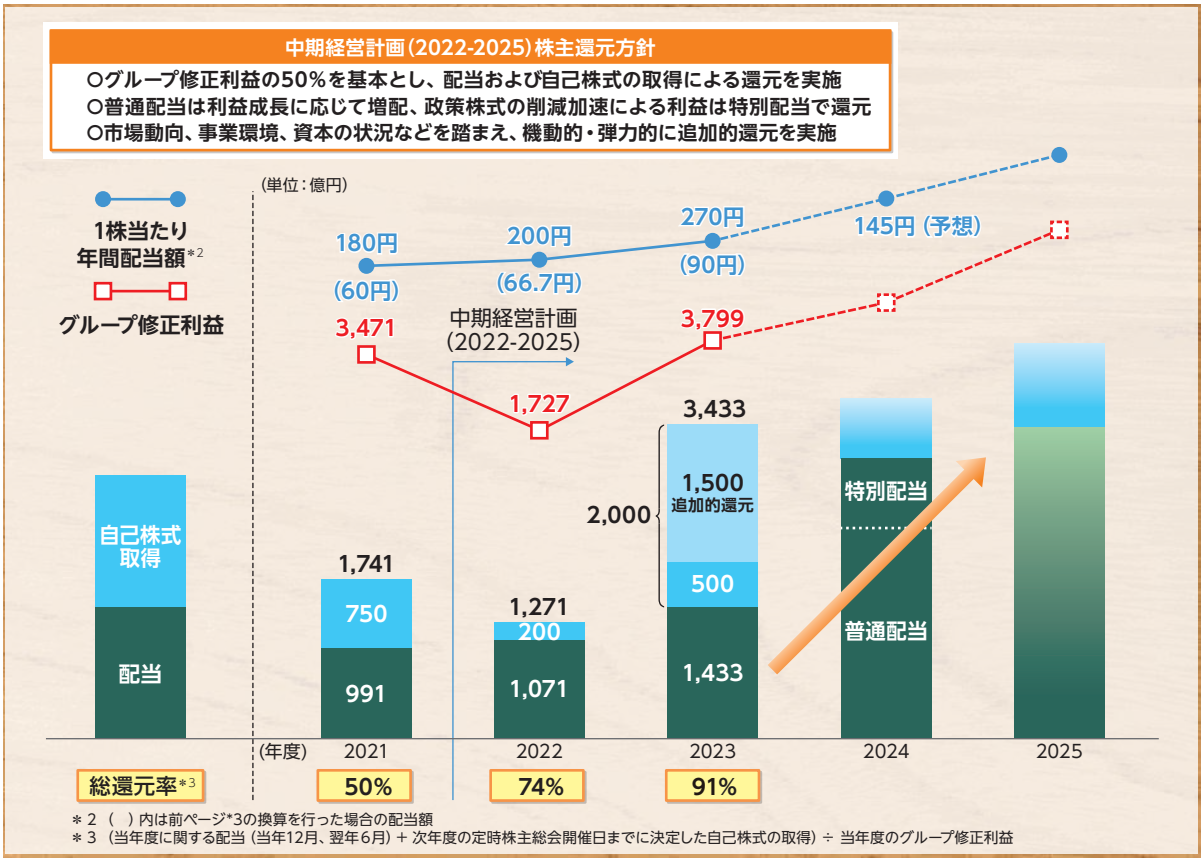

グループ修正利益の計算式

グループ修正利益*4 ＝ 連結当期利益 ＋ 異常危険準備金等繰入額*5、6 － その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等） ＋ 非連結グループ会社持分利益

＊4 各調整額は税引後
＊5 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金
＊6 戻入の場合は減算

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役５名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当
1	再任　原（はら）　典之（のりゆき）	男性	代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループＣＥＯ）
2	再任　金杉（かなすぎ）　恭三（やすぞう）	男性	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員
3	新任　舩曳（ふなびき）　真一郎（しんいちろう）	男性	執行役員 経営全般補佐
4	再任　樋口（ひぐち）　哲司（てつじ）	男性	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・ＩＲ部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループＣＦＯ
5	再任　嶋津（しまず）　智幸（ともゆき）	男性	取締役執行役員 経営全般補佐
6	再任　白井（しらい）　祐介（ゆうすけ）	男性	取締役執行役員 経営全般補佐
7	再任　坂東眞理子（ばんどうまりこ）　社外取締役　独立役員	女性	取締役（社外取締役）
8	再任　飛松（とびまつ）　純一（じゅんいち）　社外取締役　独立役員	男性	取締役（社外取締役）
9	再任　Rochelle Kopp ロッシェル・カップ　社外取締役　独立役員	女性	取締役（社外取締役）
10	再任　石渡（いしわた）　明美（あけみ）　社外取締役　独立役員	女性	取締役（社外取締役）
11	再任　鈴木（すずき）　純（じゅん）　社外取締役　独立役員	男性	取締役（社外取締役）

候補者番号
1

原　典之（はら　のりゆき）

再　任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	184,890株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1978年 4 月	大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
2010年 4 月	同社常務執行役員名古屋企業本部長
2012年 4 月	同社取締役常務執行役員
2013年 4 月	同社取締役専務執行役員
2015年 4 月	同社取締役 副社長執行役員
2016年 4 月	同社取締役社長 社長執行役員 当社執行役員
2016年 6 月	取締役執行役員
2020年 6 月	取締役社長 社長執行役員（現職）
2021年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループＣＥＯ）

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

（注）　18ページに「複数の候補者に共通する注記」として原典之氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

2

金杉恭三（かなすぎやすぞう）

再任

■ 生年月日　1956年5月29日生

■ 所有する当社株式の数　197,145株

■ 取締役会への出席状況（2023年度）　12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2022年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2022年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1979年 4月	大東京火災海上保険株式会社入社
2008年 4月	あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
2009年 4月	同社執行役員
2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
2011年 4月	同社常務執行役員
2012年 4月	当社執行役員
2012年 6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
2013年 4月	同社取締役専務執行役員
2014年 6月	当社取締役執行役員
2016年 4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
2020年 6月	当社取締役副会長 副会長執行役員（現職）
2022年 4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長（現職）

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ **重要な兼職の状況：**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長

（注）　18ページに「複数の候補者に共通する注記」として金杉恭三氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

3

船曳真一郎（ふなびきしんいちろう）

新　任

■ 生年月日　1960年5月11日生

■ 所有する当社株式の数　150,480株

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、事務・システム、ＤＸ推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2021年から三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1983年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社
2013年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2015年 4 月	同社常務執行役員東京企業第一本部長
2017年 4 月	同社取締役専務執行役員 当社執行役員
2019年 4 月	専務執行役員
2020年 4 月	執行役員（現職） 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員
2021年 4 月	同社取締役社長 社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：執行役員
経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員

（注）　18ページに「複数の候補者に共通する注記」として船曳真一郎氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

4

樋口哲司（ひぐち てつじ）

再任

■ 生年月日　1961年6月24日生

■ 所有する当社株式の数　75,042株

■ 取締役会への出席状況（2023年度）　12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

営業、商品業務、人事、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2018年から2020年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2021年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1984年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社
2014年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員東京本部長
2015年 4 月	同社執行役員経営企画部長
2016年 4 月	同社取締役常務執行役員
2017年 4 月	当社執行役員
2018年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
2020年 4 月	当社専務執行役員
2020年 6 月	取締役専務執行役員
2021年 4 月	取締役 副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 副社長執行役員
総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・ＩＲ部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループＣＦＯ

（注）　18ページに「複数の候補者に共通する注記」として樋口哲司氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

5

嶋津智幸（しまず ともゆき）

再任

■ 生年月日　1963年３月16日生

■ 所有する当社株式の数　62,637株

■ 取締役会への出席状況（2023年度）　10/10回（100％）*

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、損害サポート、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1985年 4 月	大正海上火災保険株式会社入社
2015年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社執行役員人事部長
2016年 4 月	同社執行役員中国本部長
2018年 4 月	同社常務執行役員損害サポート本部長
2021年 4 月	同社取締役専務執行役員 当社執行役員
2023年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員（現職）
2023年 6 月	当社取締役執行役員（現職）

■ **当社における地位及び担当：**取締役執行役員
経営全般補佐

■ **重要な兼職の状況：**三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

＊嶋津智幸氏は2023年6月26日開催の第15期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

（注）　18ページに「複数の候補者に共通する注記」として嶋津智幸氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

6

白井祐介（しらい ゆうすけ）

再任

■ 生年月日　1964年6月13日生

■ 所有する当社株式の数　36,756株

■ 取締役会への出席状況（2023年度）　12/12回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、コンプライアンスに携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1988年 4月	大東京火災海上保険株式会社入社
2019年 4月	当社執行役員総合企画部長
2021年 4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
2022年 4月	同社取締役常務執行役員
	当社執行役員
2022年 6月	取締役執行役員（現職）
2023年 4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員（現職）

■ **当社における地位及び担当：** 取締役執行役員
経営全般補佐

■ **重要な兼職の状況：** あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

（注）　18ページに「複数の候補者に共通する注記」として白井祐介氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 7

坂東眞理子（ばんどう まり こ）

再任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日　1946年８月17日生
■ 所有する当社株式の数　20,700株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）　12/12回（100%）
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）　７年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任され、行政・教育分野やダイバーシティ推進に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特にダイバーシティ推進について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政・教育分野における幅広い知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

1969年７月	総理府入府
1985年10月	内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
1989年７月	総務庁統計局消費統計課長
1994年７月	内閣総理大臣官房男女共同参画室長
1995年４月	埼玉県副知事
1998年６月	在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
2001年１月	内閣府男女共同参画局長
2003年10月	学校法人昭和女子大学理事
2007年４月	昭和女子大学学長
2014年４月	学校法人昭和女子大学理事長
2016年７月	昭和女子大学総長（現職）
2017年６月	当社取締役（現職）

■ **当社における地位及び担当：**取締役（社外取締役）

■ **重要な兼職の状況：**昭和女子大学総長
株式会社三菱総合研究所取締役（社外取締役）
株式会社イトーキ取締役（社外取締役）

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学、株式会社三菱総合研究所及び株式会社イトーキとの間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入又は年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として坂東眞理子氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

8

飛松純一（とびまつじゅんいち）

再任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日	1972年８月15日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	12/12回（100%）
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	６年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

1998年 4 月	弁護士登録
	森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）弁護士
2004年 6 月	ニューヨーク州弁護士登録
2010年 4 月	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
2016年 7 月	飛松法律事務所（現 外苑法律事務所）弁護士（現職）
2018年 6 月	当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：外苑法律事務所弁護士
株式会社キャンディル取締役（社外取締役（監査等委員））

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社と外苑法律事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社キャンディルとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。

2. 飛松純一氏が2009年３月から2021年３月まで社外監査役に、2021年３月から2023年12月まで社外取締役に就任していた株式会社アマナにおいて、2020年11月及び2023年５月、同社及び国内連結子会社で不適切な会計処理及び不適切な取引が行われた事実が判明いたしました。このうち2023年５月に判明した事実に関して、2024年２月、同社は金融庁より、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令を受けました。同氏は、それらの事実を事前に認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行っておりました。

3. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として飛松純一氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

9

Rochelle Kopp

ロッシェル・カップ

再　任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1964年６月29日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	12/12回（100%）
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	４年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

1986年６月	ZS Associates, Inc.ビジネスアナリスト
1987年６月	同社シニア・ビジネスアナリスト
1988年８月	安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）国際広報スペシャリスト
1992年10月	IPC Group, Inc.コンサルタント
1994年７月	Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）（現職）
2015年１月	ビジネス・ブレークスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授
2019年４月	北九州市立大学外国語学部教授
2020年６月	当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）
株式会社ライトワークス取締役（社外取締役）

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社とJapan Intercultural Consultingとの間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社ライトワークスとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、ロッシェル・カップ氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」としてロッシェル・カップ氏に関する内容を記載しております。

候補者番号
10

石渡明美（いしわたあけみ）

再任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日　1960年８月23日生
■ 所有する当社株式の数　1,200株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）　12/12回（100%）
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）　２年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花王株式会社執行役員として、ＥＳＧ活動をけん引するなどサステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

1983年４月	ブリストル・マイヤーズ株式会社入社
1985年12月	花王株式会社入社 花王生活科学研究所配属
2003年３月	同社ハウスホールド事業本部商品開発マネジャー
2005年12月	同社生活者研究センター室長
2010年３月	同社生活者研究センターセンター長
2015年３月	同社執行役員コーポレートコミュニケーション部門統括
2021年１月	同社エグゼクティブ・フェロー
2022年１月	同社特命フェロー
2022年６月	当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

（注）1. 当社及び当社の主要な子会社と花王株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、石渡明美氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として石渡明美氏に関する内容を記載しております。

候補者番号
11

鈴木　純（すずき　じゅん）

再　任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日	1958年２月19日生
■ 所有する当社株式の数	7,500株
■ 取締役会への出席状況（2023年度）	10/10回（100％）*
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	１年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

帝人株式会社帝人グループ駐欧州総代表、同社代表取締役社長執行役員 ＣＥＯ等を歴任され、国際ビジネスに関する豊富な知見及び上場企業の経営者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

1983年４月	帝人株式会社入社
2011年４月	同社帝人グループ駐欧州総代表 Teijin Holdings Netherlands B. V.社長
2012年４月	帝人株式会社帝人グループ執行役員
2013年４月	同社帝人グループ常務執行役員
2013年６月	同社取締役常務執行役員
2014年４月	同社代表取締役社長執行役員 ＣＥＯ
2022年４月	同社取締役会長
2023年４月	同社取締役シニア・アドバイザー
2023年６月	同社シニア・アドバイザー（現職） 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：出光興産株式会社取締役（社外取締役）

＊鈴木純氏は2023年６月26日開催の第15期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

（注）1. 当社及び当社の主要な子会社と帝人株式会社及び出光興産株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、鈴木純氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として鈴木純氏に関する内容を記載しております。

複数の候補者に共通する注記

1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は、坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
4．当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、１年ごとに契約更新しております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
5．当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
6．坂東眞理子及び飛松純一の両氏の「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。
7．当社は、2024年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。各候補者が保有する株式数は、当該株式分割後の株式数としております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役千代田邦夫氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

國井泰成（くにい たいせい）

新　任
社外監査役
独立役員

■ 生年月日　1959年６月12日生

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 社外監査役候補者とした理由

有限責任監査法人トーマツの包括代表を務められるなど、長年にわたり公認会計士としての実務に従事されております。國井泰成氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、財務及び会計に関する専門的な知見及び同法人の経営の経験に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。当該知見及び経験を当社の経営に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1985年10月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
1989年 8 月	公認会計士登録
2013年10月	有限責任監査法人トーマツ執行役　東京監査事業部長
2018年 6 月	同法人包括代表
2023年 2 月	國井泰成公認会計士事務所公認会計士（現職）

■ 重要な兼職の状況：國井泰成公認会計士事務所公認会計士

（注）1. 國井泰成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 國井泰成氏は社外監査役候補者であります。
3. 國井泰成氏が社外監査役に選任された場合、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。

（注）4. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、１年ごとに契約更新しております。國井泰成氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

5. 当社又は当社の主要な子会社と國井泰成公認会計士事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と有限責任監査法人トーマツとの間には取引がありますが、その取引金額は同法人の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。國井泰成氏は2024年６月開催予定の住友商事株式会社の定時株主総会において社外監査役に選任された場合、同監査役に就任予定であります。当社又は当社の主要な子会社と同社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、同氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。

6. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、國井泰成氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

7. 前ページ「社外監査役候補者とした理由」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。

〈ご参考〉本定時株主総会終了後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

役員＼スキル	企業経営	国際性	ＩＴ・デジタル	サステナビリティ	人事・人財育成	法務・コンプライアンス・内部監査	リスク管理	財務・会計	保険事業
原典之取締役	○	○		○	○	○	○		○
金杉恭三取締役	○	○		○	○	○			○
舩曳真一郎取締役	○	○	○	○	○	○			○
樋口哲司取締役	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嶋津智幸取締役		○	○	○	○	○	○		○
白井祐介取締役				○		○	○		○
坂東眞理子社外取締役	○	○		○	○	○			
飛松純一社外取締役		○				○			
ロッシェル・カップ社外取締役	○	○		○	○				
石渡明美社外取締役				○					
鈴木純社外取締役	○	○		○	○				
須藤敦子監査役							○	○	○
鈴木啓司監査役							○	○	○
植村京子社外監査役						○			
國井泰成社外監査役	○							○	

スキル	スキル充足要件
企業経営	企業等の社長またはＣｘＯの経験がある
国際性	海外部門・海外における勤務・役員経験がある 海外事業投資・提携の業務経験がある 海外事業に関する専門的な知見を有している
ＩＴ・デジタル	ＩＴ・デジタル部門における勤務・役員経験がある ＩＴ・デジタル分野の企業での勤務・役員経験がある ＩＴ・デジタル分野に関する専門的な知見を有している
サステナビリティ	サステナビリティ部門における勤務・役員経験がある サステナビリティに関する専門的な知見を有している
人事・人財育成	人事部門における勤務・役員経験がある 人事や人財育成に関する専門的な知見を有している
法務・コンプライアンス・内部監査	弁護士、裁判官、検察官の経験がある 法律事務所のパートナーの経験がある 法務・コンプライアンス・内部監査部門における勤務・役員経験がある
リスク管理	リスク管理部門における勤務・役員経験がある 保険数理に関する専門的な知見を有している
財務・会計	財務・会計部門における勤務・役員経験がある 財務・会計に関する専門的な知見を有している
保険事業	保険業界での勤務・役員経験がある

〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1．社外取締役候補及び社外監査役候補
次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■十分な社会的信用を有すること。
■社外監査役にあっては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて、以下（1）～（3）を満たすこと。

（1）適格性	会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。 ○資料や報告から事実を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性
（2）専門性	経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。
（3）独立性	次に掲げる者に該当しないこと。 ① 当社又は当社の子会社の業務執行者 ② 当社の子会社の取締役又は監査役 ③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2％以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者 ④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の２％以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者 ⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者） ⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者 ⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 ⑧ 過去５年間において上記②から⑦のいずれかに該当していた者 ⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者 ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
※ 通算任期	2015年４月１日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。 ① 社外取締役にあっては、４期４年を目処とし、最長８期８年まで再任を妨げない。 ② 社外監査役にあっては、原則として１期４年とするが、最長２期８年まで再任を妨げない。

2．社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補
次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

〈ご参考〉サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループＣＥＯ（以下「ＣＥＯ」といいます。）の選解任および後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めております。

概要は以下のとおりです。

１．ＣＥＯの選任基準

・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（ＣＳＶ：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している

・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている

・公平・公正さを備えている

・人財育成力を有している

・リーダーシップが発揮できる

・グローバルな対応力を有している

・グループベストを行動の基本としている

２．ＣＥＯの選任プロセス

（１）ＣＥＯによる推薦

・ＣＥＯは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数および委員長は社外取締役）に推薦します。

・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。

（２）人事委員会の審議

・人事委員会はＣＥＯからの候補者推薦を受けて、審議を行います。

・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。

（３）取締役会の決議

・（１）（２）のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

３．ＣＥＯ候補者の育成計画

ＣＥＯは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）

・国内事業会社、海外子会社の経営

４．ＣＥＯの解任プロセス

（１）社外取締役は、ＣＥＯが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりＣＥＯ以外の人事委員会委員と審議します。

その審議結果に基づき、会社法および社内規程に則り、必要な手続きを行います。

（２）社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めることができます。

〈ご参考〉信頼回復に向けた取組み

当社グループの三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、企業保険分野における保険料調整行為(注)に関して、2023年12月、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受け、経営責任の明確化のための役員報酬の減額を含む業務改善計画を策定しました。このような事態を二度と発生させないよう、独占禁止法の遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底やさらなるガバナンスの強化に向け、グループを挙げ全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

業務改善計画のポイント

グループのミッション・ビジョン・バリュー（以下「グループMVV」。次ページご参照。）に立ち返り、計画した各取組みを確実に実行し「お客さまの最善の利益」を追求する会社への変革を果たすことによって、業務の改善と信頼の回復に努めてまいります。

①適正な競争環境の構築	②適正な営業推進態勢・保険引受管理態勢の確立	③適切な法令等遵守態勢の確立	④健全な企業風土の醸成	⑤経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化
● 政策株式のさらなる削減 ● 本業支援・出向基準の見直し ● 共同保険運営の適正化 ● 企業代理店のあり方の見直し ● 独占禁止法に関する規程・ルール整備と社員・代理店教育	● 営業部門方針・評価の見直し ● 企業営業部門の態勢強化 ● 保険商品の採算管理強化	● 三線管理(※)の実効性向上 ● 第二線の法務・コンダクトリスク検知力強化 ● 第三線の提言機能の強化 (※)事業部門・管理部門・内部監査部門の機能をリスク管理の三つの防衛線として整理した概念	● 経営陣によるトップメッセージの発信とグループMVVの浸透 ● 人事制度・人事評価の見直し ● 社内コミュニケーションの活性化	● 取締役会の一層の機能発揮 ● 監査役監査の強化 ● 持株会社による経営管理態勢の改善

当社の取組み

❶ グループ国内保険会社をはじめとする全グループ会社に対して適切な経営管理を行う態勢を構築し、グループ全体のガバナンスを強化

- 当社グループに内在するリスクをフォワードルッキングに検知してグループ内に展開し、自律的にリスクに対応
- 社外監査役を含めたグループ内における監査役の連携を強化
- 経営重要事項が当社に適時・適切に報告されるよう態勢を強化
- 当社専任役員による事業会社の経営会議への参加
- 当社内部監査部門による事業会社に対するモニタリングを強化

❷ 三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の業務改善計画の着実な履行を監督・指導

（注）１つの保険契約を複数の保険会社が共同して引き受ける共同保険の取引において、お客さまに提示する保険料の水準等の情報を保険会社の間で事前に伝達した事例などが確認されました。
その主な原因として、企業保険分野においては他の保険会社との接触機会が多いことなど独占禁止法に抵触するリスクがあったこと、こうした環境を踏まえた対応を経営陣が十分に検討しなかったことなどがあると分析しております。

グループMVVの浸透と実践

当社グループは、2010年４月のグループ創業時に、目指す企業グループ像を明確にするため経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を定めております。業務の改善を進めていくにあたっても、このグループＭＶＶに立ち返ることを再確認したうえで、経営トップによるメッセージの発信等さまざまな取組みを通じて、全役職員にグループＭＶＶに基づく行動の再徹底を図っております。

また、2024年度からスタートしたグループ中期経営計画（2022-2025）第２ステージにおいても、持続的成長と企業価値向上に向けた「ビジネススタイルの大変革」をテーマとして掲げており、グループＭＶＶの浸透と行動変革にさらに取り組んでまいります。

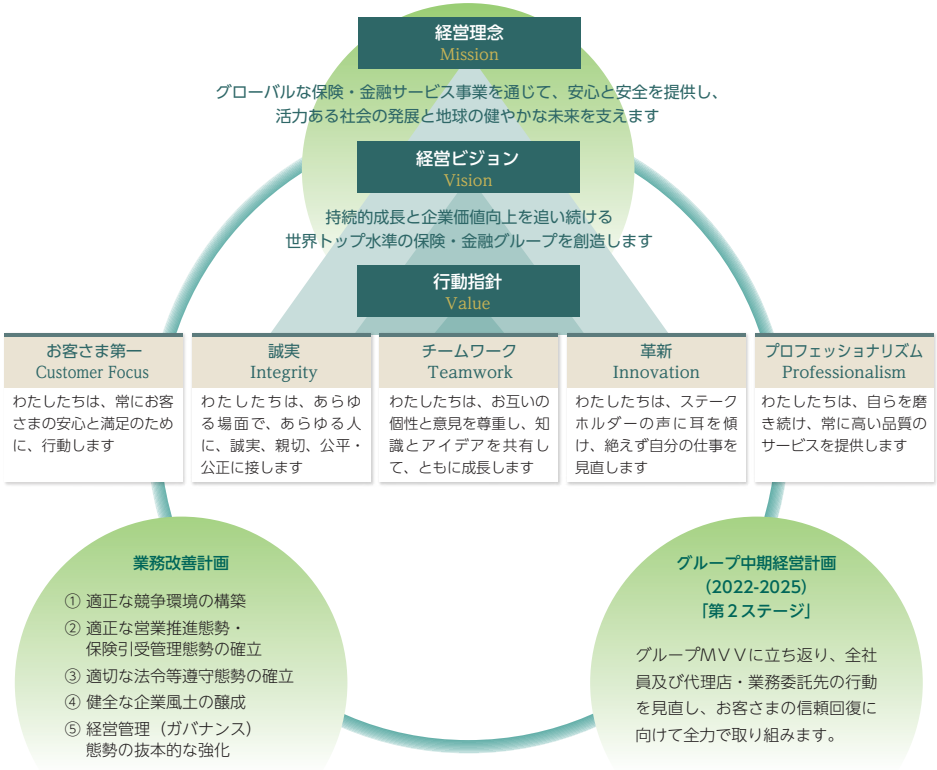

※三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の業務改善計画の概要は以下のウェブサイトに掲載しております。

- 三井住友海上 https://www.ms-ins.com/news/fy2023/pdf/0229_1.pdf
- あいおいニッセイ同和損保 https://aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2024/news_2024022901279.pdf

〈ご参考〉政策株式の保有に関する方針の見直しについて

1．政策株式の保有をゼロとする方針について

保険事業を中核とする当社グループは、多様な運用資産（債券や株式）に分散投資し、安定的な資産運用収益を獲得することによって、強固な財務基盤の構築に努めています。政策株式は主要な運用手段となっていましたが、株式を多く保有することによる株価変動の影響を減らし、強固な財務基盤を構築するために、以前から、政策株式の保有時価残高を大幅に削減する方針（2022年９月末比でおおむね半減する）とするとともに、保有に伴う便益、リスク等が資本コストに見合っているか、個別の銘柄ごとに保有の適否の検証を実施し、当社の取締役会において、検証結果を確認してきました。

しかしながら、政策株式の保有が保険料調整行為を生じさせた要因の一つであるとの認識に至り、損害保険業界における適正な競争環境を確保するため、政策株式は保有しない方針を策定し、現在保有している上場の政策株式は、2029年度末までに保有をゼロとすることといたしました。この方針に基づき、既に取組みを開始しております。

	直近の削減実績				
年度別	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	1,118億円	1,027億円	1,181億円	2,066億円	2,442億円
累計	**7,834億円**				

削減計画
2024年度
6,750億円

政策株式の簿価の推移

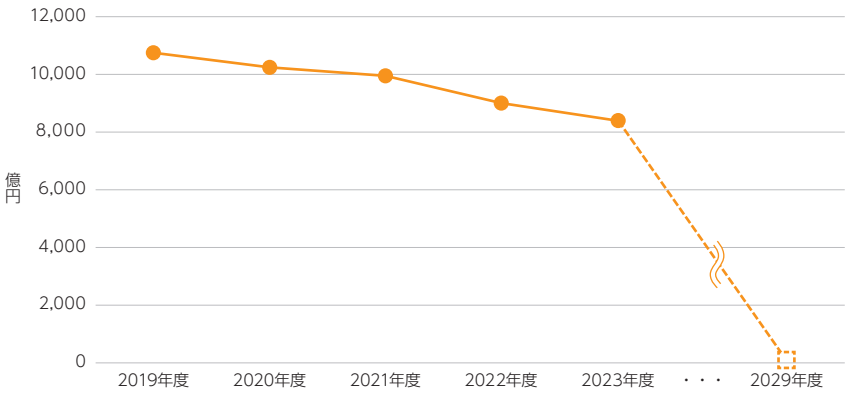

2．政策株式に係る議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しており、対応方針及びスチュワードシップ活動の概況報告を公表しています。議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話等を踏まえ、長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等、具体的な判断基準・ガイドラインを設けています。基準・ガイドラインに該当した場合等、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。